

Wi-Fi アクセス for ビジネス ご利用規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「Wi-Fi アクセス for ビジネス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されるものとします。
2. 本サービスの利用については、本規約および 4G 通信サービス契約約款、その他当社が別に定める規定等（以下「契約約款等」といいます。）が適用されます。本サービスの利用を希望する者は、本規約および契約約款等に承諾の上、本サービスに申し込むものとし、申込みをもって本規約に同意したものとみなします。
3. 本規約に定める内容と契約約款等との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
4. 当社は、本規約の内容を、当社の都合により、利用者への通知なしに変更することがあります。その場合、当社は変更後の内容を当社ホームページに掲載するものとし、利用者はこれを確認するものとし、また、当該変更後は、変更後の本規約に従い、当社は本サービスを提供するものとし、利用者はこれに従うものとします。
5. 利用者は、利用者の従業員等正当な権限に基づき本サービスを利用する者（以下「従業員等」といいます。）に、本規約および契約約款等を遵守させるものとし、従業員等による本規約または契約約款等の違反は、利用者の違反とみなします。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (2) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込みをした法人をいいます。
- (3) 「利用者」とは、申込者のうち、当社との間で利用契約が成立した法人をいいます。
- (4) 「提供区域」とは、無線基地局設備取扱所において無線基地局設備から電波の届く範囲として別紙 1 に定める区域をいいます。
- (5) 「無線基地局設備」とは、本サービスを提供するため当社および当社と契約を締結した事業者が設置する交換設備（その交換設備に接続される設備を含みます。）をいいます。
- (6) 「無線基地局設備取扱所」とは本サービスが利用できる場所として当社が指定する取扱所をいいます。
- (7) 「無線回線」とは、無線基地局設備と無線 LAN 機器との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (8) 「無線 LAN 機器」とは、無線回線を通じて無線基地局設備と通信する対応パソコンまたは対応タブレット端末などの端末機器（無線 LAN アダプタを除きます。）をいいます。
- (9) 「無線 LAN アダプタ」とは、対応パソコンや対応タブレット端末などに挿入または接続して無線 LAN への接続機能を提供する PC カード型や USB ポート型、メディアコンバータ型などの拡張アダプタをいいます。
- (10) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信用設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (11) 「対応モバイルデータ通信端末」とは、本サービスに対応する USIM カードが挿入された当社所

定のモバイルデータ通信端末のことをいいます。

- (1 2) 「対応タブレット端末」とは、本サービスに対応する USIM カードが挿入された当社所定の法人向け Windows®8.1 タブレット端末のことをいいます。
- (1 3) 「対応パソコン」とは、当社の別途定めるオペレーティングシステムと IEEE 802.11 b または IEEE 802.11 g に準拠する Wi-Fi 認定を受けた無線 LAN 機能（無線 LAN アダプタを除きます。）を搭載するパソコンをいいます。
- (1 4) 「接続用ソフトウェア」とは、本サービスを利用するために対応パソコンまたは対応タブレット端末へインストールして利用する、4G 通信から無線回線へ、また無線回線から 4G 通信への切り替えを可能とする当社所定のソフトウェア（アップデートされた場合は、アップデート後のソフトウェア）をいいます。
- (1 5) 「使用許諾契約書」とは、接続用ソフトウェアを利用するために利用者が同意すべき事項を定める「Wi-Fi アクセス for ビジネス 接続用ユーティリティソフトウェア使用許諾契約書」をいいます。
- (1 6) 「ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス」とは、提供区域において、無線 LAN 機器を使用してインターネット接続を行う電気通信サービスをいいます。
- (1 7) 「Wi-Fi アクセス for ビジネス」とは、利用者が、接続用ソフトウェアをインストールした対応パソコンとモバイルデータ通信端末または接続用ソフトウェアをインストールした対応タブレット端末を用いることにより利用することができるソフトバンク Wi-Fi スポットサービスをいいます。

第2章 利用契約

第3条（利用契約の単位）

本サービスの利用にあたっては、申込者の 4G 通信サービス契約 1 回線ごとに 1 つの利用契約を締結するものとします。

第4条（申込みの方法）

本サービスの利用にあたっては、当社の定める方法により、申込みを希望する方ご自身で申込みをする必要があります。

第5条（申込みの資格・条件と利用契約の成立）

- 1. 当社は、第4条の申込みがあった場合は、次のすべての要件を満たす場合に限り、その申込みを承諾するものとし、申込みの承諾をもって利用契約は成立します。
 - (1) 申込者が当社との間で対応モバイルデータ通信端末または対応タブレット端末に係る 4G 通信サービス契約を締結している法人であること。
 - (2) 申込者が対応モバイルデータ通信端末について、当社所定のモバイルデータ通信端末料金プランに加入していること。または、申込者が対応タブレット端末について、当社所定のタブレット端末料金プランに加入していること。
- 2. 対応モバイルデータ端末にて本サービスを利用するためには以下の条件を満たすことが必要となります。
 - (1) 利用者が対応モバイルデータ通信端末を保有していること。

- (2) 利用者が対応パソコンを保有していること。
 - (3) 利用者が使用許諾契約書に同意した上で、対応パソコンに対応モバイルデータ通信端末向け接続用ソフトウェアをインストールすること。
 - (4) 接続用ソフトウェアを対応パソコンにて使用できる環境にあること。
 - (5) 対応モバイルデータ通信端末を対応パソコンにて使用できる環境にあること。
3. 対応タブレット端末にて本サービスを利用するためには以下の条件を満たすことが必要となります。
- (1) 利用者が対応タブレット端末を保有していること。
 - (2) 利用者が使用許諾契約書に同意した上で、対応タブレット端末に対応タブレット端末向け接続用ソフトウェアをインストールすること。
 - (3) 接続用ソフトウェアを対応タブレット端末にて使用できる環境にあること。
4. 本サービスの申込み後に本サービスを利用できないことが判明した場合でも、当社は、利用者が本サービスの利用に必要な通信機器等の準備および設定のために負担した費用その他の損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、利用者が本サービスの利用にあたって使用する対応パソコン、対応タブレット端末、接続用ソフトウェア、電気通信回線およびこれらに付随して必要となる機器との互換性を確保するため、当社の設備または接続用ソフトウェアを改造、変更、追加する義務その他本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

第3章 本サービスの提供

第6条（ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスの提供）

- 1. 当社は、利用者に対し、提供区域において、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスを提供します。
- 2. 提供区域は追加、削除等により変更される可能性があります。提供区域の変更に関し当社は何らの責任も負わないものとします。

第7条（接続用ソフトウェア）

- 1. 当社は、利用者が本サービスを利用するために使用許諾契約書に従って接続用ソフトウェアを使用することを許諾します。
- 2. 対応モバイルデータ通信端末向けの接続用ソフトウェア（Wi-Fi アクセス for ビジネス）と対応タブレット端末向けの接続ソフトウェア（Wi-Fi アクセス for ビジネス（タブレット））は異なります。ご利用端末向け接続用ソフトウェアと異なる接続用ソフトウェアをご利用された場合、接続できない場合があります。
- 3. 対応モバイルデータ通信端末向けの接続用ソフトウェアを使用するためには、対応モバイルデータ通信端末を対応パソコンに挿入または接続する必要があります。また、対応タブレット端末向けの接続ソフトウェアを使用するためには、対応タブレット端末に本サービスに加入している USIM カードを挿入する必要があります。
- 4. 接続用ソフトウェアは、当社が別途定める方法により入手するものとします。
- 5. 技術上その他やむを得ない理由等により、事前の通知なく、接続用ソフトウェアを提供できない場合があります。
- 6. 接続用ソフトウェアは、ソフトバンク Wi-Fi スポットまたは 4G ネットワーク等を自動的に選択して通

信ネットワーク接続を行うものです。ご使用になる場所での電波状況によって、4G ネットワークでの通信が選択された場合にはパケット通信料が発生しますので、十分にご注意の上ご使用下さい。特に海外でご使用の場合は、パケット通信料が高額となる場合がありますので、ご利用される場合は、通信料を確認しながらご利用頂くことをお勧めします。

第8条（通信）

ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスはIEEE 802.11bまたはIEEE 802.11gに準拠するインターフェースにより通信を行うことができます。ただし、当社は、そのインターフェースに規定する符号伝送速度を保証しません。また、ご利用になる無線基地局設備によりご利用できないインターフェースもあります。

第9条（無線回線等による制約）

本サービスにおいては、次の各号の理由により、無線回線を利用した通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがあります。

この場合、当社は何らの責任も負わないものとします。

- （1）無線回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況
- （2）他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等
- （3）電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
- （4）遮蔽物による電波障害
- （5）無線LAN機器の設定もしくは故障
- （6）本サービスの安定した提供のためのサービス中断またはメンテナンス等の実施
- （7）接続用ソフトウェアの不具合

第10条（利用の制限）

1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。
2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。
3. 利用者が本サービスを通じて閲覧しようとする情報のアドレスが、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が提供する児童ポルノアドレスリストに該当する場合、当該情報の閲覧が制限されることがあります。また、本サービスと提携している他事業者が児童ポルノに該当するとして閲覧を制限した情報は、本サービスにおいても閲覧が制限されることがあります。
4. 対応モバイルデータ通信端末または対応タブレット端末の機種によっては、一部の提供区域で本サービスをご利用できない場合があります。
5. 新たに提供区域となった区域において、本サービスの利用開始時期が遅れる場合があります。その場合、当社は利用できない区域および本サービスの利用開始時期等を当社ホームページに掲載するものとします。
6. 当社は、別途定める無線基地局設備に係る業務区域において、利用者が通信を行う場合に、当社が別途定めるソフトウェアまたは通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。
7. 第1項から前項に定める事項につき、当社は何らの責任も負わないものとします。

8. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄積を行う場合があります。

第4章 利用料金等

第11条（利用料金等）

1. 本サービスの月額使用料は 467 円（税抜）とします。なお、月途中で本サービスの申込みまたは解除があった場合は、使用料を日割計算にて請求いたします。
2. 本サービスの提供区域内であっても、電波状況により、4G 通信を使ったインターネット接続を行うもしくは 4G 通信に切り替わることがあります。その場合には契約約款等に準じたパケット通信料が発生します。
3. 本サービスの月額使用料はソフトバンクポイントプログラムのポイント加算の対象外となります。

第5章 利用者の責務等

第12条（本サービスの利用）

1. 利用者は、従業員等による本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。利用者（従業員等を含みます。）による本サービスの利用に関連しまたは起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
2. 無線基地局設備取扱所によっては利用場所や営業日、営業時間により本サービスの利用が制限されることがあります。

第13条（ID・パスワードの管理）

1. 本サービスの利用に関して利用者に ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を付与しますが、利用者はこの ID 等を管理する責任を負います。
2. ID 等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信は ID 等が付与された利用者自身の正当な権限をもって行われているものとみなします。また、当社は ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
3. ID 等の譲渡、貸与および名義変更はできません。

第14条（禁止事項）

1. 利用者は本サービスの利用にあたって 4G 通信サービス契約約款に定める不適切な行為を行ってはならないものとします。
2. 前項に規定する行為があったと当社が認めた場合は、4G 通信サービス契約約款の利用に係る契約者の義務の規定に違反したものとみなして、4G 通信サービス契約約款を適用します。

第15条（ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス以外の無線回線または有線回線）

利用者は、接続用ソフトウェアに設定することにより、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス以外の無線回線または有線回線を使用することが可能となりますが、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービス以外の無線回

線または有線回線の品質および利用について、当社は一切責任を負うものではありません。

第16条（端末機器・接続用ソフトウェアの管理等）

1. 利用者は本サービスを利用するために必要な端末機器（対応モバイルデータ通信端末、対応タブレット端末および対応パソコンを含みます。）・接続用ソフトウェアを自己の費用と責任をもって維持するものとします。
2. 本サービスは、公衆の場における、無線回線を用いたサービスであることに鑑み、利用者は、端末機器・接続用ソフトウェアに適切なセキュリティ対策を施す等、自己の費用と責任において十分な注意を払う必要があります。
3. 第1項および第2項に定める端末機器・接続用ソフトウェアの管理等の不備のために利用者が本サービスを利用できなかった場合または第三者より被害を受けた場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第6章 本サービスの停止等

第17条（利用者側事由による提供停止）

4G 通信サービス契約約款に基づき、4G 通信サービスの利用停止があった場合は、本サービスも利用停止となる場合があります。

第18条（利用停止中の料金）

利用停止中も月額の使用料は発生するものとします。

第19条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、すべての提供区域において本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間を超えてその状態が継続したときに限り、利用者の損害賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、利用者が本サービスをすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。

第20条（免責）

1. 当社は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責を負わないものとします。
2. 当社は、本規約および契約約款等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害

その他の不可抗力により生じた損害、ローミング先の無線基地局設備等の改造・変更に係る接続障害により生じた損害、利用者にて用意する対応パソコンに起因する障害により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

3. 当社は、本規約の変更により利用者が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
4. 当社は、前条および本規約に明示的に定める場合の他、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。
5. 利用者にて対応パソコン以外のパソコンまたは対応タブレット端末以外のタブレット端末を使用した場合の動作および接続性について、当社は一切の保証を行わないものとします。

第7章 利用契約の終了

第21条（利用者が行う利用契約の解約）

本サービスの解約は当社の定める方法により、利用者ご自身で解除手続きを行うものとします。

第22条（利用契約の終了）

4G 通信サービス契約約款に基づいて行われた 4G 通信サービス契約の解約・変更、または申込みの撤回・変更等により、第5条に定める本サービスの申込資格・条件を満たさなくなった場合、当社からの何らの意思表示なく当然に本サービスの利用契約は終了するものとします。

第23条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、4G 通信サービス契約約款における当社による解除の定めを準用し利用契約を解除できるものとします。

第8章 その他

第24条（その他注意事項）

1. 4G 通信サービスの契約者回線の譲渡・承継を行った場合、本サービスの利用契約は譲渡者・承継先に同条件にて引き継がれるものとします。
2. 利用者が無断で第三者のブロードバンド回線を利用して第三者に不利益を与えた場合、損害賠償請求される可能性があります。その損害について当社は一切の補償は行わないものとします。
3. 本サービスに加入している USIM カードが挿入された対応モバイルデータ通信端末を対応パソコンに挿入もしくは接続しない場合、または対応タブレット端末に本サービスに加入している USIM カードを挿入しない場合は、接続用ソフトウェアの起動ならびに 4G 通信サービスおよび第6条第1項に定める本サービスの通信ができません。また接続用ソフトウェア起動中、対応モバイルデータ通信端末を対応パソコンから外した場合、もしくは対応モバイルデータ通信端末と対応パソコンの接続を解除した場合、または対応タブレット端末から所定の USIM カードを取り外した場合は、第6条第1項に定める本サービスの通信は切断され、再挿入または再接続するまで接続されません。
4. 無線 LAN アダプタを対応パソコンまたは対応タブレット端末に接続して本サービスを利用した場合、

または当社が別途定めるオペレーティングシステムに搭載の無線 LAN サービス等を無効化した場合、接続用ソフトウェアの起動ならびに 4G 通信サービスおよび第 6 条第 1 項に定める本サービスの通信ができません。

5. 4G 通信サービスのご利用には、それぞれ対応する通信サービス契約および同契約がなされた USIM カードならびに当該通信サービスに対応する対応モバイルデータ通信端末または対応タブレット端末が必要です。
6. 海外等で利用する場合は、利用中の無線 LAN 機器が適合する国または地域の無線周波数と安全基準を確認の上、利用者の責任において起動や設定、接続等を行うものとします。なお、ソフトバンク Wi-Fi スポットサービスは海外では利用できません。
7. 接続用ソフトウェアは対応パソコンまたは対応タブレット端末の環境によって利用できない場合があります。
8. 接続用ソフトウェアは、随時アップデートされることがあります。その場合、当社はアップデートに係る情報を当社ホームページに掲載するものとし、利用者は対応パソコンまたは対応タブレット端末内にインストールされた接続用ソフトウェアをアップデートするものとします。利用者が接続用ソフトウェアをアップデートしない場合、提供区域または対応モバイルデータ通信端末もしくは対応タブレット端末でのご利用であっても本サービスが利用できない場合があります。

第 25 条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、お客さまのパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
2. 本サービス利用時に、当社は利用者の「契約者固有 ID/通信機器等固有 ID」を認証情報として暗号化された認証処理により取得することを、利用者は予め承諾します。

第 26 条（合意管轄）

利用者と当社との間で本サービスまたは本規約に関連して訴訟の必要性が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発行日：2010 年 11 月 2 日

更新日：2011 年 1 月 12 日

更新日：2011 年 6 月 1 日

更新日：2011 年 7 月 6 日

更新日：2011 年 12 月 1 日

更新日：2012 年 3 月 27 日

更新日：2012 年 6 月 8 日

更新日：2012 年 9 月 3 日

更新日：2013 年 7 月 17 日

更新日：2014 年 9 月 16 日

更新日：2019 年 3 月 4 日

更新日：2022 年 4 月 1 日

更新日：2024 年 8 月 1 日

以上

附則

当社は本サービスを、当社が提供するキャンペーンや割引サービス等のために、本規約で定める申込みの方法、利用料金、申込みの資格、解約手続き等の条件を一部変更したうえで提供する場合があります。なお変更される内容や条件は都度当社所定の方法でお知らせするものとします。

以上

別紙1 提供区域

- ・ソフトバンク Wi-Fi スポットエリア (2010 年 6 月 1 日以降)
(http://mb.softbank.jp/mb/service_area/sws/)

以上